芸術文化観光専門職大学科目等履修生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、芸術文化観光専門職大学学則(令和3年公立大学法人兵庫県立大学規程第1号。以下「学則」という。)第35条第2項の規定に基づき、科目等履修生に関して必要な事項を定めるものとする。

(出願資格)

第2条 科目等履修生の出願資格については、学則第20条の規定を準用する。

(出願手続)

第3条 科目等履修を願い出る者は、科目等履修生許可願(様式第1号)に最終学校成績証明書、健康診断書、写真2枚を添え、所定の期日までに教育企画課に提出しなければならない。

この場合において、願い出る者が外国人の場合にあっては、住民票の写しも併せて提出しなければならない。

(選考)

第4条 科目等履修生の選考は、科目等履修生許可願(様式第1号)その他の書類による審査等に基づき、教授会の意見を聴いた上で、行うものとする。

(許可の手続)

第5条 学長は、前条の規定による選考に合格し、所定の期日までに入学手続に関する書類 を添えて入学料を納付した者に入学を許可する。

(入学の時期及び履修期間)

- 第6条 入学の時期は、各学期の始めとする。
- 2 履修期間は、履修を許可された授業科目の開講期間とし、1年以内とする。
- 3 前項の履修期間に引き続き履修を願い出る者は、改めて第3条に規定する手続によらなければならない。

(履修科目取消)

第7条 履修科目の取消しをしようとする者は、当該履修科目の授業が始まる前までに、 履修科目取消願出書(様式第2号)により願い出るものとする。 (試験又は単位修得証明書)

第8条 科目等履修生は、履修した授業科目について試験を受けることができる。

2 前項の合格した授業科目について、求めに応じて単位修得証明書を交付する。

(許可の取消し)

第9条 学長は、科目等履修生として不適当と認められた者があるときは、教授会の意見を 聴いた上で、許可を取り消すことができる。

(履修科目及び単位数の制限)

第10条 履修することができる科目及び単位については、別に定める。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附則(令和5年2月22日改正)

この規程は、令和5年3月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

写真添付

縦4cm×横3cm の写真を使用して ください。

科目等履修生許可願

芸術文化観光専門職大学長様						令	和	年	月	Ш	
						ふりがな					
						氏 名					
本籍地(都道府県のみ)						生年月日		生	年	月	日
現住所	₹							TE	L		
職業	Hipty 7464			勤務	勤務先及び所在地						
	1/7)										
(条件以)(=)				TE	L					
最終学歴	Ę				年	月		卒美	業・修	汀	
以下の※	(については	外国人0)志願者の	み記載	はして	ください。					
国籍※						在留資格※					
在留期間※			年	月		日まで					
日本にお	おける	氏名									
緊急連絡先※		住所	∓ TEL								
本国連絡先※		住所	op TEL								
科目等履修生として、別紙様式「志望理由書」を添えて下記科目の履修を願い出ます。											
(複数科目を願い出る場合は、科目ごとに志望理由書を作成してください。)											
記											
科目名				曜日・時限			ĺ	前考			

科目等履修志望理由書

氏	名		

- 注1. 本学開講科目の科目等履修を志望する理由について、何を学びたいか具体的に記入してください。
 - 2. 黒のインク又は消せないボールペンにより自筆で記入してください。
 - 3. 400字程度で記入してください。

科目名	

科目等履修科目取消願出書

A T.	/		_
令和	年	月	\exists

芸術文化観光専	明磁十学上	様
云州人们既儿号	门眼八子文	ি

氏名

令和 年 月 日付で履修を願い出ました科目等履修科目のうち、下記の科目について は取り消したいので願い出ます。

記

取消理由

科目名	教員名	曜日・時限	備考